



違反が多い街からの脱却 妨害を受けながら行った違反処理

今治市消防本部 予防課 予防係長 高須賀寛

はじめに

当市は、愛媛県の北東部・瀬戸内海のほぼ中央部に位置し、高縄半島と、芸予諸島にまたがっており、中心市街地がある平野部や、緑豊かな山間部、そして、瀬戸内しまなみ海道、安芸灘とびしま海道が架かる世界有数の多島美を誇る島しょ部からなる変化に富んだ地勢となっている。

また、造船・海運・船用産業が集積する世界に冠たる海事都市であり、日本一のタオル産地

であって、これら古い歴史を持つ地場の産業群は立派な地域資源のみならず異彩を放つ観光資源にもなっている。

消防本部の組織と予防体制

当消防本部は、職員数213人で1本部3消防署5分署で組織されている。予防体制については、消防本部に予防課(予防係と危険物係)を置き、消防同意、消防用設備等の審査・検査や違反処理、危険物の許認可、火災調査・予防啓発

など予防業務全般の事務を所掌している。各署所には予防担当を配置していないが、警防隊員も立入検査を行う査察員として積極的に予防業務に従事している。

組織の課題と取組

違反対象物公表制度が始まった令和2年4月時点では、特定防火対象物の重大違反件数約40件、非特定防火対象物(以下「非特」という。)の重大違反件数は約400件あり、管轄人口約14万人の街にしては異例の多さであった。

このため、予防課内でまずは特定防火対象物の重大違反を減らしていくことを目標に掲げ、精力的に違反処理を進めていくことで公表件数は大幅に減少したが、非特に関しては、各署所での通知書による指導にとどまっていたので、なかなか正されないままであった。400件もの違反処理を予防課だけで行うのは困難であるため、各署所でも違反処理をできるように訴えていたが、「違反処理は予防課がするもの」という認識を変えることができずにいた。

このような状況の中、令和4年度より総務省消防庁の「重大な消防法令違反対象物の措置状況等に係る調査結果」においても管轄人口20万人未満の消防本部が非特の重大違反件数が公表されることになって、ようやく「組織全体で重大違反の是正に取り組まないといけない」という意

識に変わり、各署所でも違反処理が行えるように「査察専従員制度」を発足させた。

査察専従員制度と署での違反処理

(1)制度の概要

毎年各署所の消防司令補または消防士長の中から査察専従員を選任し、その者が中心となり、違反処理業務等を進めていく。警告までを各署所で行い、命令からは予防課で行う。

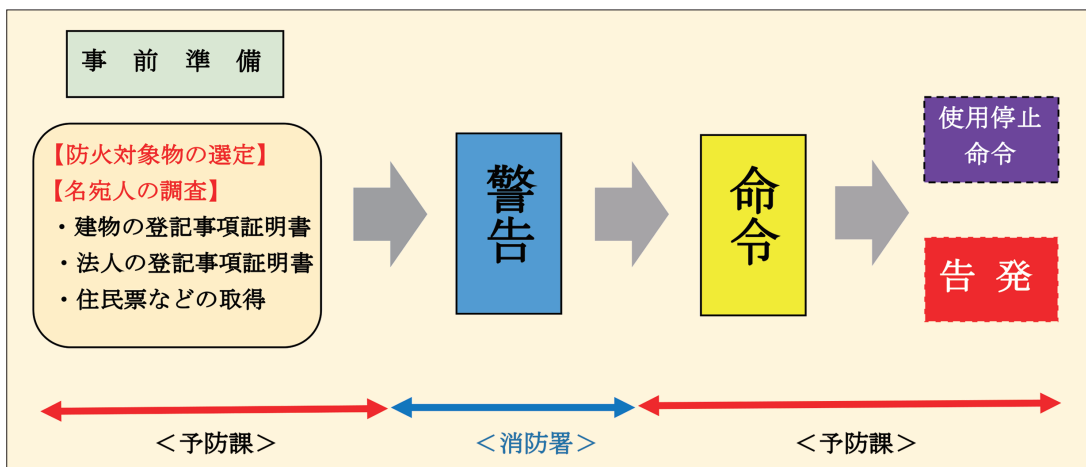
(2)違反処理の進め方

違反処理を行う防火対象物の選定と、名宛人の調査(法務局や市民課などの関係部署への公的資料の取得など)は予防課で行い、上期・下期に1件ずつ各署所ごとに割り振り、査察専従員が中心となって立入検査を行う。立入検査後は、予防課と各署所が共有している進捗管理表で管理し、改修計画書が提出されなかったり、改修期限が過ぎても是正されていない場合時には、速やかに警告に移行する。

(3)制度の成果

令和4年6月より査察専従員制度を発足し、これまでに各署所において約50件の非特の重大違反の立入検査を行い9件警告、1件命令に移行したが、現在は全て是正されている。

また、査察専従員には、当消防本部による査察専従員研修やこの後紹介する愛媛県消防長会主催の違反是正研修会にも参加してもらって



違反処理フロー (非特重大違反)



東予地区違反是正研修会

るが、近年では、査察専従員以外の若手職員やベテラン職員から「研修会に参加させてほしい」という要望が増えており、職員の意識の変化を感じている。

愛媛県違反是正支援アドバイザー制度を活用した取組

愛媛県消防長会では、違反是正事例研究会のほかに、東予地区・中予地区・南予地区の3ブロックに分かれて「違反是正研修会」を開催し、各ブロックで消防本部が実際に行っている事案を持ち寄り、是正に向けての課題や方策を検討し、都道府県違反是正アドバイザーから助言を受ける実践的な研修会を開催している。また、「違反是正ホットライン」が開設されており、消防本部が抱える悩みや案件を電話やメールで気軽にアドバイザーに相談することができるようになっている。

これらの取組により、違反是正の知識の向上と共有化はもちろんのこと、消防本部ごとの垣根をなくし「オール愛媛」で県内の違反の是正と予防技術の向上に努めてくれていることに、感謝を申しあげたい。

妨害を受けながら行った違反処理事例

○本事例の概要

自動火災報知設備（以下「自火報」という。）の未設置違反及び防火管理者未選任違反の特定用途防火対象物において、警告に向けた違反

調査の際に関係者（夫）から妨害を受けた。その後、履行期限内に自火報は設置されるが、防火管理者の未選任は是正されないことから命令に移行する。再度妨害を受ける可能性があるため、今治警察署の刑事課及び地域課の協力を得て、命令書交付及び標識を設置する。命令後も是正が進まなかったが、可能な手段を検討し、関係者に対して様々な角度からアプローチを行い違反是正に至った事例である。

○違反対象物概要

用途	16項イ（物品販売店舗と住宅）
構造・規模	鉄骨造一部木造・2階建
延べ面積	533.06㎡
収容人員	33人
関係者	A：建物の所有者 B：店舗の経営者（個人経営）でAの夫
違反条項	<ul style="list-style-type: none"> 消防法第8条第1項（防火管理者未選任） 消防法第17条第1項（自火報未設置）

○指導経過

平成12年に消防検査、立入検査を実施。その当時から、防火管理者未選任を指摘する立入検査結果通知書を交付し、定期査察のたびに指導を行う。その後、自火報の設置基準の改正があり、平成17年より自火報の未設置を指導する。令和2年4月1日より公表制度が始まるが、是正されないため違反処理に移行する。

○妨害を受けた違反調査

令和3年6月14日、警告に向けた違反調査を実施。Aに質問をしようとする、Bが「迷惑やから帰れ！」と近づきながら職員の肩を押してくる。職員が話すと、「何でもええけん帰れ！」とさらに強く押され、店から追い払われる。これ以上は危険と判断し、違反調査を終了する。

○警告書

【名宛人について】

A：建物の所有者（建物の登記事項証明書より）

B：建物の占有者で店舗の経営者（Aとの会話の中でその旨を聴取済）

質問調査の作成への協力が得られなかったため、実況見分調査、平面図、公用資料（建物登記簿・住民票）よりA・Bを名宛人として警告書を交付することにする。

【警告書交付】

Aから「店を空けられないので消防には警告書を取りにいけない」と言われ、現地にて予防課長よりA及びBに交付することになる。

交付日当日Aは警告書を受け取り、受領書に署名・押印をするが、Bは「置いとけ」と言い、受領書への署名・押印は拒否した。

○警告書交付後の経過

- 令和3年6月16日 警告書交付
 - ▶自火報未設置（履行期限：R3.09.13）
 - ▶防火管理者未選任（履行期限：R3.10.31）
 - 令和3年6月27日 自火報の着工届出書提出
 - 令和3年9月21日 自火報設置に伴う消防検査
 - 令和3年10月11日 弁明の機会の付与の通知書を簡易書留郵便にて送付
- ※行政手続法上必要ではないものの、当消防本部では改修への意思や是正への意欲を確認するために付与しているが、弁明書の提出はなかった。

Aとは防火管理講習の受講について電話で確認していたが、「2日間店を空けるのが難しい」「夫に消防の話をするとうるさくしてしまい受講させてもらえない」という理由で話が進んでいなかった。Aには是正意思があり、防火管理講習を受講する以外の方法で何とかしたいと言い、売場面積を縮小し収容人員30人未満にする方向で現地調査をすることになる。ただし、Bがいると妨害を受けるおそれがあり、Aも「主人がいると前に向かって進まない」と言うので、Bが店舗にいない時間帯で調査をすることにする。

○現場調査

Bは毎朝6時から市場に行っており、7時半ぐらいまでは店に戻ってこないため、朝の7時前から調査を実施する。実測した結果、店舗部分を約9㎡縮小する必要があり、Aは、Bに相談してレイアウトの変更をしようと言った。その後、Aに電話で確認すると、「Bに怖くて言い出せなかった。売場部分の縮小は無理です。」といい、命令に移行することを決定する。

○命令書

【弁護士への相談】

警告書は2名に交付していたが、Bが管理権原者にあたるという客観的資料がなく、Aの供述のみでBにも命令して大丈夫なのか？という



早朝から現場調査をしている様子



予防課と査察専従員が協力して標識を設置している様子

疑問が湧いた。そこで顧問弁護士へ確認してみると、以下の助言を受けた。

〈弁〉 物品販売を個人事業として行っており、法人格がないことから、Bが責任者であることを客観的に裏付ける証拠がない。Aからの聞き取り内容だけでは裏付け証拠として不十分だと思われる。Bからも十分な聞き取り調査ができない場合には、消防法第4条の報告徴収命令をA及びBに発令し、Bが責任者であるか文書で問い合わせるのがよい。

【報告徴収命令】

助言を受けて、A及びBに対して店の管理権原について報告を求める。

• 令和3年11月4日 報告徴収書を簡易書留にて郵送する。(報告期限：R3.11.19)

結果的には、Aからのみ報告書と「源泉所得税納付書」が送られてくる。

「源泉所得税納付書」が管理権原の証明になるのか？ 税務署と弁護士に相談してみる。

〈税〉「源泉所得税納付書」は、税務署から記載されている個人に対して送付している書類で、当該書類に記載されている人の事業所内における地位を確認するための書類ではない。

〈弁〉 税務署が回答しているとおり、この資料だけではBが所得税を納税する義務があることが分かるだけで、管理権原者であるかは分からない。

私個人としては、Bは違反を是正する意思が無いだけでなく、是正の意思があるAに対しても

妨害しており悪質性の高いBにこそ命令するべきだと思ったが、顧問弁護士などの助言をもとに、Aにのみ命令することにする。

【違反調査】

Aにのみ命令することになり、違反調査も前回の現場調査同様、Bがいない早朝に実施することになった。実況見分と質問調書も順調に終わり、Aに命令書の交付と標識の設置の話をすると、「標識の設置はBが居る時にしてほしい。居ない時に勝手に貼っていたら、私が怒られる」と言い、命令書交付及び標識の設置は現地でAとBが居る時間帯にすることになった。

【警察への相談】

現地で標識を設置する際に、Bから妨害を受けるおそれがあるので、刑事課へ同行依頼を行う。当日は刑事2名、地域課職員3名が交付の様子が見える位置で待機してくれることになる。さらに、ビデオ撮影をしておくようアドバイスがあったため、当日はビデオ撮影を行うことにする。

【命令書交付】

命令書交付及び標識の設置に赴くと、タイミングが悪いことにBが屋外で作業をしていた。Aに交付する旨を伝え、「何撮りよんぞ、お前らしつこい」「邪魔やから帰れ」など、説明及び受け渡しを拒否されAに会わせてくれなかった。撮影は中止し、命令書は受け取らないので入口の隙間に差置き送達をする。標識の設置も当然拒まれたが、こちらも粘り強く対応し、おそらく警察官が待機しているのに気づいたのもあって、最終的には身体的な妨害を受けることはなく、標識を貼って無事帰署することができた。

○命令書交付後の動き

• 令和4年2月4日 命令書交付

▶ 防火管理者未選任(履行期限：R4.07.08)

命令書交付後は、催告書の送付やAに電話で防火管理講習の案内や進捗状況の確認をしていたが、「夫の承諾がないと2日間も店を空けられない」「消防の話をしたら、ボコボコにされるかも」といい、Bが障壁になって是正されないままだった。ただ、Aとの会話で「自宅で動画を見

て資格がもらえるなら」という話があり、オンライン講習について調査を始める。

防火管理者新規講習のオンライン講習を独自で行っている消防本部や民間業者へ話を聞きにいったが、費用対効果などの点から断念した。月日が経つ中、日本防火防災協会が完全オンライン型の講習を開始したと聞き、早速Aに電話で案内をすると「是非受講します」という返事があった。余談だが、Aはネットや機械に疎く、パソコンやスマホはおろか、クレジットカードも持っておらず、オンライン受講のできる環境が整っていなかったのである。そこからは、オンライン型講習をスタートできる環境になるまで電話や早朝に店に行ってアドバイスをを行い、ようやく令和7年4月のオンライン型講習に申し込むことができた。

○是正とその後

令和7年5月2日、「無事オンライン講習を修了できた」と連絡があり、後日修了証の写しと防火管理者選任届出書が送られてきて命令解除に至り、命令してから約3年ようやく是正された。

ただ、防火管理者の未選任違反の是正は選任させることがゴールではない。重要なのはその後の防火管理業務をしっかりと行わせること。是正後もAには電話で、火気管理の徹底や消火器や自火報の使い方について指導するとともに、非協力的だったBにも認識を改めて、一緒に訓練をするよう伝えている。

最後に

査察専従員制度を発足してから、是正のスピードは大幅に上がり、職員の意識の変化をもたらすことができたが、全国的に見ても重大違反の件数はまだまだ多い。これから非協力的な関係者や複雑な建物の是正を進めていくうえで、消防だけの力では困難な場合もあるが、本事例のように公的機関との協力・連携が大きな武器になる。昨年からは愛媛県建築士会今治支部や今治地区消防設備保守協会とも連携しており、違反是正に向けての輪を広げている。1日でも早く、違反の多い街から脱却し、安心・安全な街になるように日々予防行政を推進していきたい。



しまなみ海道